

伊那市集会施設整備補助制度の概要

《対象施設及び補助基準》

事業区分	補助要件等		交付制限※
	対象施設 要件項目	公民館の分館又は区が管理運営する集会施設 又は 町内会・常会・組等が管理運営する集会施設	
新 築	補 助 率	工 事 費 の 3 分 の 1 以 内	前回、「水洗化」・「耐震補強」・「バリアフリー」・「LED」以外の補助金交付を受けている場合、補助金交付の日から10年が経過していない場合は対象外
	補助限度額	最 高 8 0 0 万 円 ま で	
	最低事業費	2 0 万 円 以 上	
増 築・改 修 外 構 整 備 舗 装 解 体	補 助 率	工 事 費 の 3 分 の 1 以 内	前回、「水洗化」・「耐震補強」・「バリアフリー」・「LED」以外の補助金交付を受けている場合、補助金交付の日から5年が経過していない場合は対象外
	補助限度額	最 高 3 0 0 万 円 ま で	
	最低事業費	2 0 万 円 以 上	
水 洗 化 耐 震 補 強 バリアフリー化 L E D 化	補 助 率	工 事 費 の 2 分 の 1 以 内	前回の補助金交付からの期間制限なし 新設区分 ↓
	補助限度額	最 高 4 0 0 万 円 ま で	
	最低事業費	2 0 万 円 以 上	
令和8年度実施 LED化のみ	補 助 率	対 象 経 費 の 2 分 の 1 以 内	前回の補助金交付からの期間制限なし(※令和8年度までの時限措置) 実績報告書を令和9年2月末日までに提出
	補助限度額	最 高 2 0 0 万 円 ま で	
	最低事業費	な し	

《交付制限について》

- ・「水洗化」・「耐震補強」・「バリアフリー」・「LED」以外とは、「新築」・「増築」・「改築」・「改修」・「外構整備」・「舗装」・「解体」を指します。
- ・期間制限の例: 令和4年8月1日に補助金の交付を受けた場合、令和9年7月31日(新築の場合、令和14年7月31日)以降の申請となります。ただし、「水洗化」・「耐震化」・「バリアフリー」・「LED」については、期間制限はありません。

《補助要件について》

(1)他の補助金との調整について

- ・他所管の事業により併せて補助金の交付を受ける場合は、その補助金額を差し引いた額を交付します。

(2)対象施設について

- ・原則として、主建物と同一敷地内に位置するものに限り対象とします。
- ・附属建物の新築・増築・改築・改修は、原則として土地に定着性があるものに限り対象とします。(例:【対象】倉庫【対象外】簡易物置)

(3)対象経費及び補助金について

- ・新築及び改築の場合、既存の建物の解体処分費は、対象経費に含むことができます。
- ・設計・監理費及び建築確認申請手数料は、対象経費に含むことができます。(組合加入金等は対象外)
- ・LED化の対象経費には、LED照明の購入費及びLED照明への交換に要する工事費等を含むものとします。
- ・複数の事業区分をまたぐものについては、区分ごとに見積りを徴収し、それぞれそれぞれの補助率を適用します。
- ・補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

(4)その他

- ・補助金の交付を受けた者が、5年(新築は10年)以内に補助対象の集会施設を除去しようとした場合は、補助金を次の計算式に従って返還するものとします(ただし、災害等、補助金の交付を受けた者の責めに帰すことのできない事由による場合はこの限りではない)。

$$\langle \text{返納額} \rangle = \frac{(5_{\text{※}} - \text{補助金交付後の経過年数})}{5_{\text{※}}} \times \text{補助金交付額} \quad (\text{※新築の場合は } 10)$$

- ・新築への補助は2年間に1件までとします。(次の交付は、令和9年度以降となります。)
- ・LED化は、原則として市内の事業者からLED照明を購入し、又は市内の事業者が当該LED照明の交換工事を発注するものとします。

《「令和8年度実施 LEDのみ」について》

- ・この事業区分は、令和9年3月31日限りで失効します。
- ・実績報告は、令和9年2月末日までに必ず行ってください。期限を過ぎての申請は、一切受け付けられません。

《交付までの流れ》「令和8年度実施LEDのみ」の場合

※申請書提出から業者への支払い、補助金の振込み（金額確定）まで、2月末日までに完結する必要があります。

時 期	主 体	内 容
9月上旬頃	伊那市	伊那市から各区長宛に交付申請書を送付
9月～ 翌年2月末日まで※	実施団体	交付申請書等の提出
	伊那市	交付決定通知書の送付
	実施団体	事業着手
	実施団体	事業完了後、実績報告書等の提出
	伊那市	補助金額を確定
	実施団体	請求書等の提出
	伊那市	補助金の振込み

(参 考) 「令和8年度実施LEDのみ」以外の場合

《対象事業の定義》

区 分	定 義
新 築	更地に集会施設の主建物又は附属建物を建設する事業
増 築	既存建築物の床面積を増加させる事業
改 築	建築物の一部を除去し引き続きこれと用途、規模、構造の著しく異なる建築物を建てる事業
改 修	建築物の一部を修繕する事業及び集会施設の機能維持を目的とする付属設備の設置又は修繕する事業
水洗化	公共下水道又は農業集落排水施設への接続(合併処理浄化槽の設置を含む)のために建築物を改築又は改修する事業
耐震補強	地震に対して安全な構造となるよう建築物を補強する事業
外構整備	主建物及び敷地の機能維持・保全又は独立性の確保を目的とする外部工作物を建築又は修繕する事業
舗 装	舗装材料で土地の表面を固めることにより耐久性・安定性を増加させる事業（バリアフリーではないものとする）
解 体	既存の対象建物の全部又は一部を取り壊す事業
バリアフリー	手すりの設置、スロープの設置、段差の解消又はトイレの水洗化により既存の対象建物における移動を円滑にする事業
L E D	既存の対象建物の照明（LEDを除く。）をLEDに交換する事業

《交付までの流れ》

時 期	主 体	内 容
9月上旬頃	伊那市	伊那市から各区長宛に実施要望調査を送付
～提出締切日	実施団体	実施要望調査報告書の提出
～翌年3月	伊那市	交付対象の決定（交付有無の連絡）
翌年4月～ 翌々年3月末日まで※	実施団体	交付申請書等の提出
	伊那市	交付決定通知書の送付
	実施団体	事業着手
	実施団体	事業完了後、実績報告書等の提出
	伊那市	しゅん工検査を実施し、合格の場合補助金額を確定
	実施団体	請求書等の提出
	伊那市	補助金の振込み

※交付申請以降の流れは、事業の内容により異なります。記載の内容は一例となりますのでご注意ください。

※申請書提出から業者への支払い、補助金の振込み（金額の確定）まで、1年度の中で完結する必要があります。